

みんな
で動けば
まち
が変わる!!

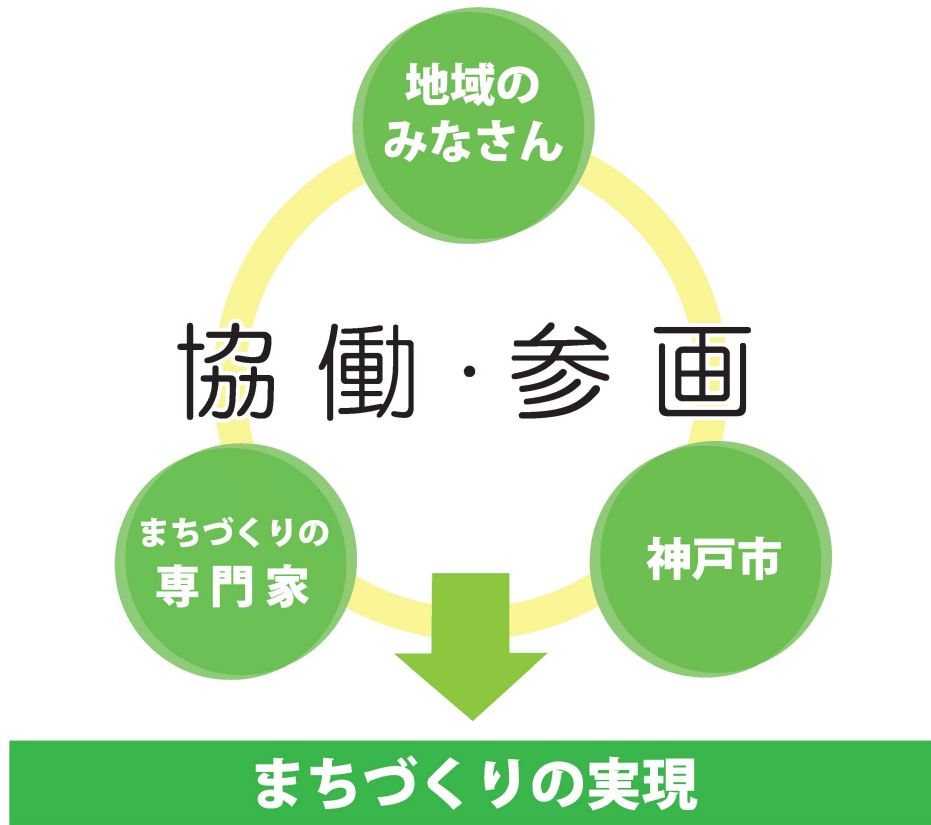
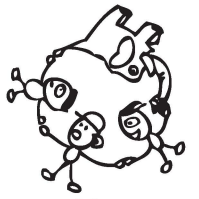


地域のみなさんとの

協働と参画によるまちづくり

神戸市

まちづくりって なに???



ものづくり

道路整備や区画整理などの事業を行い、まちを改善していきます。

ルールづくり

まちづくり協定や地区計画などルールを考え、まちを誘導します。

魅力づくり

緑化・美化活動や防災・防犯活動、福祉活動などに取り組みます。

地域のみなさんが不安や心配していることなど、まちの中にある課題の解決に向けて、神戸市では「まちづくり条例」*に基づき、地域のみなさんとの協働と参画によるまちづくりを進めています。

まちづくりを進めていくためには、地域のみなさんがまちの課題や魅力を共有し、みなさんとまちづくりの専門家、神戸市がそれぞれの役割を尊重しながら、協力して取り組んでいくことが大切です。

『みんなで動けばまちは変わる』 まずは小さな一歩からはじめてみませんか。

*「まちづくり条例」とは、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」のことです。詳しくは本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

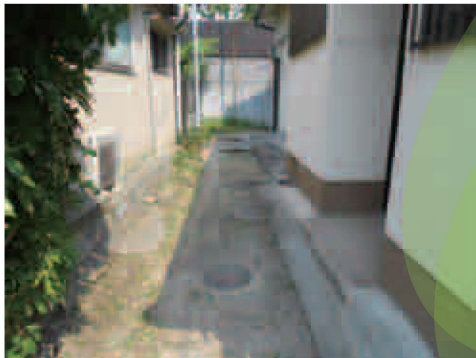
あなたのまち 好きですか??

魅力的な街並みをつくりたい



地域の交流の場を大切にしたい

道が狭く、歩きにくい



あそこなんかならへんかな～

ほかのひとは
どう思ってるんやろ…

もっと
よくなるんちゃうかな～

こうならへんかな～

ああなったらええな



家が建て込んでいて
建替えが難しい

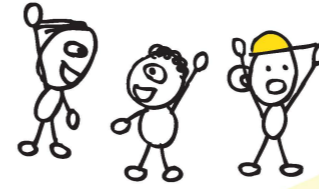


昔ながらの風景を残したい



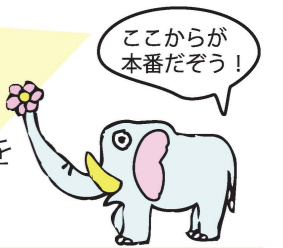
まちづくり・・・ どうすれば良い??

それ行け！
まちづくり隊



ひとづくり

地域のみなさん一人一人が、
まちに関心を持ち、まちづくり活動を
継続していくことが大切です。



住み良いまちづくりに取り組む組織で
一定の要件を満たす場合は、
神戸市が
まちづくり協議会として認定します



「わがまちの将来像」を まとめましょう

みなさんが目指す
「わがまちの将来像」を
4つの大きな視点を
踏まえて、まとめます。

わがまちの将来像

- わがまち空間構想
- ①暮らしやすさ
 - ②まちの活力
 - ③環境との共生
 - ④まちのデザイン

神戸市へ提案しましょう

みなさんがまとめた
「わがまちの将来像」は、
市へ提案することができます。

「わがまちの将来像
(わがまち空間構想)」
を踏まえ、みなさんと
市が協働でまちづくり
を進めます。

具体的な取り組みを決めましょう

勉強会やワークショップなどを行い、みなさんで意見交換しながら、「わがまちの将来像」の実現に取り組みます。

ものづくり

ルールづくり

魅力づくり

例えば・・・

道が狭いので、
消防車が通れる
ようにしたい

今の良好な住環境
を守りたい

ごみのない
まちにしたい

勉強会やワークショップなどを行い、
みなさんで意見を出し合います。



勉強会

みなさんの意見をまとめます。

消防車が通れる
よう道を広げる
手法を考えます。

地域のみなさんで
守っていくルール
を考えます。

マナーを守る
地域の約束事
を考えます。

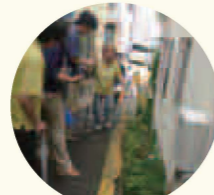
アンケートなどにより、
地域のみなさんの総意としてまとめます。

説明会やニュースなどを通じて、
取り組み内容を地域のみなさんにお知らせします。

ものやルールをつかって終わりではなく、
それらの維持管理や運用をしていくことも必要です

地域のみなさんで まちを知りましょう

みなさんでまちの中を歩き、
普段は行かない所も再点検
しましょう。



まち歩き

お気に入りの場所が
見つかるかも!?

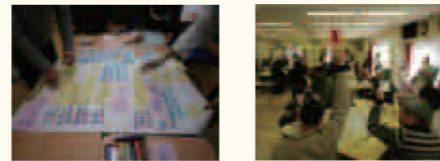
まちづくりの輪を 広げましょう

みなさんでまちについて話す
機会をつくりましょう。
また、まちづくりニュースや
地域のイベントなどの活動を通
じて、まちづくりの輪を広げま
しょう。

地域のみなさんで 共有しましょう

勉強会やワークショップなど
を通じて、まちの魅力や課題
を整理し、みなさんで共有し
ます。

ワークショップ



一步一步、進めていくために・・・

まちづくりは、なかなか進まないこともあります。
どのようなまちにしたいのか、みなさんで理解を深めながら、
一歩ずつ、まちづくりを進めていきましょう。

最近、まちについて不安 や心配に思っていること はありませんか?

例えば・・・

- ・最近、まちにそぐわない
派手な色彩の建物が建った
- ・ご近所で火事が起こっても、
消防車が入れない・・・

地域のみなさんで 話し合ってみましょう

組織づくり

わがまちの将来像づくり

まちづくりの実現に向けて

神戸市も支援します!

アドバイザー派遣

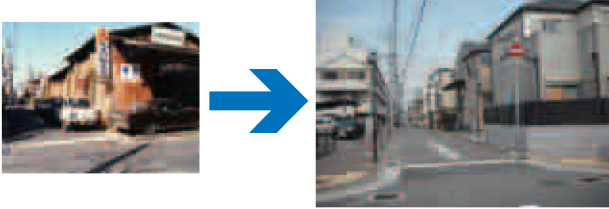
コンサルタント派遣

まちづくり活動助成

ものづくり

みちづくり

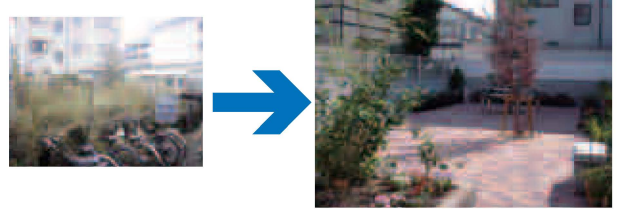
安心して歩ける道がない…



細街路整備事業や共同建替え、
土地区画整理事業などがあります。

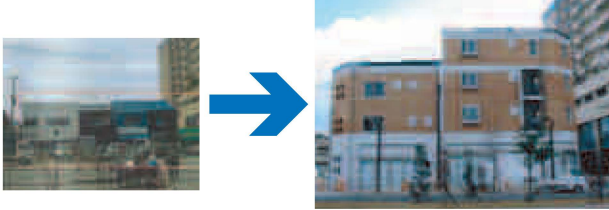
ひろばづくり

地区内にひろばが不足している…



共同建替え

古い住宅が密集していて、
防災面の不安がある…



まちなみづくり

うるおいのあるまちなみにしたい…

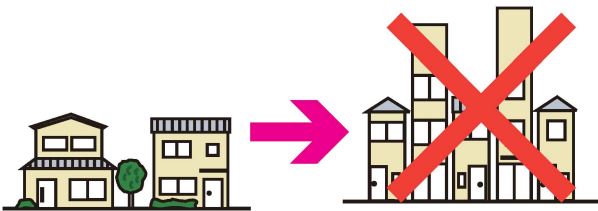


ルールづくり

例えば、低層の住宅地では・・・

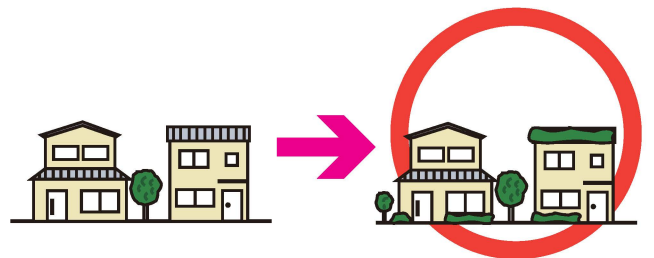
敷地の面積

極端に小さい敷地への分割を制限



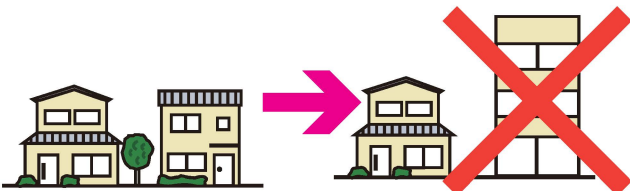
緑化の促進

生垣や壁面緑化・屋上緑化を促進



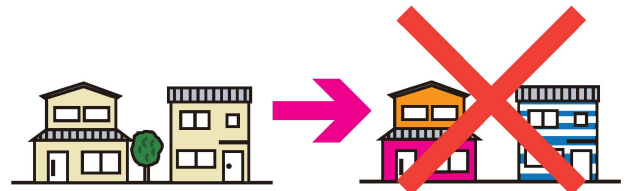
建物の高さ

高い建物を制限



建物の色彩

周辺に調和しない色彩を制限



地域のまちづくりを支援します

神戸市では、わがまちの特性に応じた多種多様なまちづくりのニーズに対応するために、地域のみなさんが行うまちづくり活動を技術的・経済的に支援します。

1. 神戸市によるまちづくりの支援制度

(1) アドバイザー派遣

まちづくり活動を始めるにあたって、地域で勉強会などを実施する際に、まちづくりの専門家（まちづくりコンサルタント・建築士・弁護士など）をアドバイザーとして派遣します。

(2) コンサルタント派遣

「わがまちの将来像」づくりやまちづくり協定・地区計画などの「ルールづくり」、共同化などの「ものづくり」などまちづくり活動の段階に応じて、まちづくりの専門家を派遣します。

(3) まちづくり活動助成

まちづくり協議会などまちづくり活動を行う団体を対象に、勉強会を行う会議室の費用や、まちづくりニュースの印刷費など、まちづくりに関わる費用の一部を助成します。

2. こうべまちづくり会館（愛称：まちセン）

(1) まちづくりの活動拠点

「こうべまちづくり会館」は、地域でのまちづくりを支援するための活動拠点です。会議室・ホール・ギャラリー・ライブラリーを利用することができます。

(2) まちづくりの人材育成

まちづくりに関する研修会や講演等を行い、まちづくりの人材を育成しています。また、ライブラリーでは、まちづくりに関する図書・資料・ビデオ等の閲覧や貸し出しも行っています。

～お問い合わせ先～

TEL: (078) 361-4523 FAX: (078) 361-4546 <https://kobe-machi-kaikan.city.kobe.lg.jp/>



〒650-0022 神戸市中央区元町通4-2-14

3. 神戸市すまいの安心支援センター（愛称：すまいるネット）

(1) 相談・アドバイス

すまいに関するさまざまな相談について、建築士・消費生活相談員・融資相談員などの「すまいの相談員」がアドバイスします。

(2) 情報提供

すまいに関する行政情報や公営住宅の募集情報の提供、信頼できる業者をお探しの方に建築士事務所・建設業者の名簿を用意し、すまいの相談員が業者選定のお手伝いをしています。

(3) 普及・啓発

すまいに関する普及・啓発として、地域の会合などへの出前講座やセミナーなどを行っています。

～お問い合わせ先～ <http://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/>

TEL: 078-647-9900（相談専用） FAX: 078-647-9912

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階



神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

昭和56年12月23日条例第35号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項及びまちづくり提案、まちづくり協定等に関する事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) まちづくり協議会 第4条の規定により認定された協議会をいう。
- 2) まちづくり提案 第7条の規定により策定された提案をいう。
- 3) まちづくり協定 第9条の規定により締結された協定をいう。
- 4) 地区計画等 法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。
- 5) 住民等 地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第2章 まちづくり協議会

(まちづくり協議会の認定)

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- 1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- 2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- 3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの

(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないとき、その認定を取り消すものとする。

第3章 まちづくり提案

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の意見を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

- 1) 協定の名称
 - 2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域
 - 3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項
- 2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする
- 3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行うときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行うおうとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

- 1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更
- 2) 土地の区画形質又は用途の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聴くことができる。

3 まちづくり協議会は、第1項の規定による協議について、市長に意見を述べるることができる。

第5章 地区計画等

(地区計画等)

第13条 本章は、法の規定により地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の案の作成に係る公告及び縦覧)

第14条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を2週間公衆の縦覧に供し、なければならない。

2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第15条 市は、素案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他の適切な措置を講じるものとする。

2 市は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、開催の日前7日までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

(意見の提出方法)

第16条 素案に対する意見は、第14条第1項の縦覧開始の日から起算して3週間文書により提出することができる。

第6章 助成等

(まちづくり協議会に係る助成等)

第17条 市長は、まちづくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくりに係る助成等)

第18条 市長は、前条に規定するもののほか、住民等のうち住み良いまちづくりの推進のために必要な行為を行うと認められる者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

第7章 まちづくり専門委員

(まちづくり専門委員の設置)

第19条 市は、住み良いまちづくりを推進するため、まちづくり専門委員を置くものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第20条 第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の規定による公告の方法は、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）に規定するところによるほか、当該まちづくり協定又は素案に係る地区内若しくは区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和57年2月15日規則第77号により昭和57年2月15日から施行）

附則（平成元年3月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市 都市局 まち再生推進課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル6階 TEL:078-595-6731